

スポーツ安全保険

インターネット
加入限定

翌月一括手続方式のご案内

インターネット加入依頼システム「スポ安ねっと」をご利用の団体のうち、平成30年度の累積加入者が200名以上の団体は、当該年度内の追加加入手続の際に翌月一括手続方式をご利用いただけます。

通常の加入手続方式では増員があった都度、追加加入手続が必要ですが、翌月一括手続方式では1か月分の貴団体入会者の団体員名簿を翌月の通知期間内に通知し掛金を支払うことで、貴団体への入会日の翌日から保険が有効となります。

これにより毎月複数回の追加加入がある場合、事務手続きを毎月1回に集約することが可能です。

新規加入の際には、ますます便利なインターネット加入をご検討くださいますようお願い申し上げます。


 財団法人 スポーツ安全協会

翌月一括手続方式について

① ご利用の条件

「スポ安ねっと」をご利用の団体で、平成30年度の累積加入者が200名以上となった団体のうち、以下の条件を全て満たす団体をご利用いただけます。(翌月一括手続方式のご利用には、年度毎に事前の利用申込みが必要です。注) 詳しくは裏面をご覧ください。)

- ① 団体内で会員名簿が常設され、入会者の増員の都度メンテナンスがされていること
- ② 団体員の入会日を確認できる会員証、入会届などが存在すること

※「通常加入手続方式」と「翌月一括手続方式」の併用はできません。

(注) 前年度に翌月一括手続方式をご利用の団体であっても、改めて利用申込みが必要です。

② 翌月一括手続方式の制度概要

翌月一括手続方式による追加加入手続きでは、1か月分の貴団体への入会者の団体員名簿を通知期間内(通常貴団体への入会月の翌月1日～10日)に「スポ安ねっと」にてご通知のうえ、通知日を含めて10日以内に掛金をお支払いいただく必要があります。

7月の貴団体入会者を加入させる例



※7月中入会者を対象とした団体員名簿の通知期間は8月1日から8月10日となります。

上記例の様に、通知期間内の8月7日に団体員名簿を通知し、支払期間内の8月13日に掛金の支払いを完了させた場合、各加入者の貴団体への入会日の翌日午前0時より補償開始となります。

| | |
|-----|------------------|
| Aさん | 7月 2日午前0時より補償開始 |
| Bさん | 7月 14日午前0時より補償開始 |
| Cさん | 8月 1日午前0時より補償開始 |

団体員名簿の通知期間と通知対象者

各月の1日から末日の貴団体への入会者の団体員名簿の通知期間は、その翌月の1日から10日までとなります。なお、通知期間の1日または10日が「スポ安ねっと」運用休止日にあたる場合は、翌運用日をあてます。

それぞれの通知期間に通知していただく対象者は、その通知期間の前月に貴団体に入会した方のみです。通知対象となる期間外の入会者の加入は、翌月一括手続方式では行えません。

※年度最終月にあたる3月の貴団体への入会者を対象とした通知期間のみ、平成31年3月26日から平成31年4月10日までとなります。

※翌月一括手続方式の適用開始日より前の貴団体への入会者の加入は、翌月一括手続方式では行えません。

掛金の支払期間

団体員名簿の通知を行った場合、掛金の支払期間は通知を行った日を含めて10日以内となります。

期間内にお支払いがない場合、通知をいただいた団体員名簿の追加申込みは取消し扱いとなりますので、必ず期間内に掛金をお支払いください。

補償期間

通知期間内に通知を行い、かつ支払期間内に掛金を支払った場合に限り、補償期間は次のとおりとなります。

各加入者の貴団体への
入会日の翌日
午前0時から

平成31年3月31日
午後12時まで

3 翌月一括手続方式の利用方法

翌月一括手続方式の利用申込み(ご選択)

前年度に翌月一括手続方式を選択されている場合でも、改めて申込みが必要

平成30年度保険の累計加入者が200名以上となった団体には、翌月一括手続方式の適用開始日^(注)に、翌月一括手続方式のご利用案内メールをお送りします。メールを受取られた団体で、平成30年度の追加加入手続きを翌月一括手続方式に変更する場合は、「各種変更」内の「翌月一括手続方式選択」を行ってください。適用開始日以降に「翌月一括手続方式選択」が可能です。
(注) 適用開始日とは、通常加入手続方式での平成30年度累積加入者が、平成30年3月31日以前に200名以上となっている場合には平成30年4月1日を、平成30年4月1日以降に200名以上となる場合にはその加入手続きを完了した翌日をいいます。

※「翌月一括手続方式選択」以降の平成30年度の追加加入手続きは翌月一括手続方式での受付となり、適用開始日以降の貴団体入会者を対象として、各入会月の翌月の通知期間(通常1日～10日)に翌月一括手続方式での追加加入手続きが行えます。適用開始日より前の入会者 および 既に名簿通知期間を経過している月の入会者は、「翌月一括手続方式選択」を行う前に通常加入手続方式で加入手続きをお済ませください。

翌月一括手続方式での追加加入手続方法

通知期間になりましたら、次の通り前月入会者の団体員名簿の通知と掛金の支払いを行ってください。

※通知期間になると、スポーツ安全協会よりお知らせのメールが届きます。

① 「スポ安ねっと」にログインし、「加入手続き」より団体員名簿の作成を行ってください。
なお、団体員名簿に必要な項目は、氏名(姓名)、性別、年齢、貴団体への入会日です。

② 名簿の作成が完了しましたら、「通知」ボタンを押して掛金の支払方法をご選択ください。

③ 掛金の支払いに必要な番号を画面上およびメールにてご通知しますので、②でご選択の支払方法で掛金をお支払いください。

※団体員名簿の通知は通知期間外には行えませんが、団体員名簿の作成・編集は通知期間前でも行えます。

4 事故のときは

事故が発生した場合のお手続きは通常加入手続方式の団体と同様ですので、「スポーツ安全保険のあらまし」にてご確認ください。
ただし、翌月一括手続方式により加入された方のうち、入会日の翌日から掛金の支払日の間に発生した事故の場合は、保険金請求の際に入会日を確認できる書類(入会証、入会届など)のコピーのご提出が必要となります。

5 注意事項

- ・追加加入者の団体員名簿は、通知期間中に一括して通知をいただきます。複数回に分割しての通知は行えません。
- ・翌月一括手続方式を選択されている場合は、通常加入手続方式での追加加入は行えません。
- ・通知期間内に前月入会者の名簿通知を行わなかった等、所定期内に翌月一括手続方式での追加加入手続きが完了していない場合には、入会日の翌日に遡っての補償はできません。この場合、当該入会者の追加手続き方法を別途ご案内しますので、(公財)スポーツ安全協会までお電話でご連絡ください。
- ・年度途中で通常加入手続方式に変更することはできません。
- ・当制度利用に際して規定に反する行為があった場合には、その時点で翌月一括手続方式での加入手続きをお断りさせていただきます。
- ・翌月一括手続方式の適用は当該年度(平成30年度)内の追加加入のみです。次年度(平成31年度)の新規加入手続きは通常加入手続方式となります。
- ・複数の事務担当者が加入手続きを行うための会員内ID機能と翌月一括手続方式の併用はできません。会員内IDをご利用の団体が翌月一括手続方式の利用申込みを行った場合は、会員内IDでの当該年度の追加加入手続きが行えなくなり、代表者に発行している会員IDでの追加加入手続きとなります。

翌月一括手続方式および「スポ安ねっと」での加入手続、操作方法などのお問合先



0570-087109 (一般電話)
市内通話料金のご負担での通話が可能です。

※携帯電話、PHSおよび一部一般電話からはご利用いただけません。

03-5510-0033 (上記ナビダイヤルがご利用できない場合)

受付時間 9:30～17:30
土・日・祝日・12/28～1/4・12/10(創立記念日)を除く。



スポーツ安全協会

〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11

スポ安ねっとへの接続方法

スポーツ安全協会

検索

URL <https://www.spokyo.jp/spoanet.html>

<引受幹事保険会社>

東京海上日動火災保険(株) 担当課: 公務第2部文教公務室

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階
Tel. 03-3515-4346 (平日9:00～17:00)

<共同引受保険会社(平成30年4月予定)>

あいおいニッセイ同和損害 共栄火災 損保ジャパン日本興亜 大同火災
東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIG損保